

# 事例集

<武力攻撃に至らない侵害への対処>

事例1：離島等における不法行為への対処	1
事例2：公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処	2
事例3：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護	3
(参考) 領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処	4

<国連PKOを含む国際協力等>

事例4：侵略行為に対抗するための国際協力としての支援	5
事例5：駆け付け警護	6
事例6：任務遂行のための武器使用	7
事例7：領域国の同意に基づく邦人救出	8

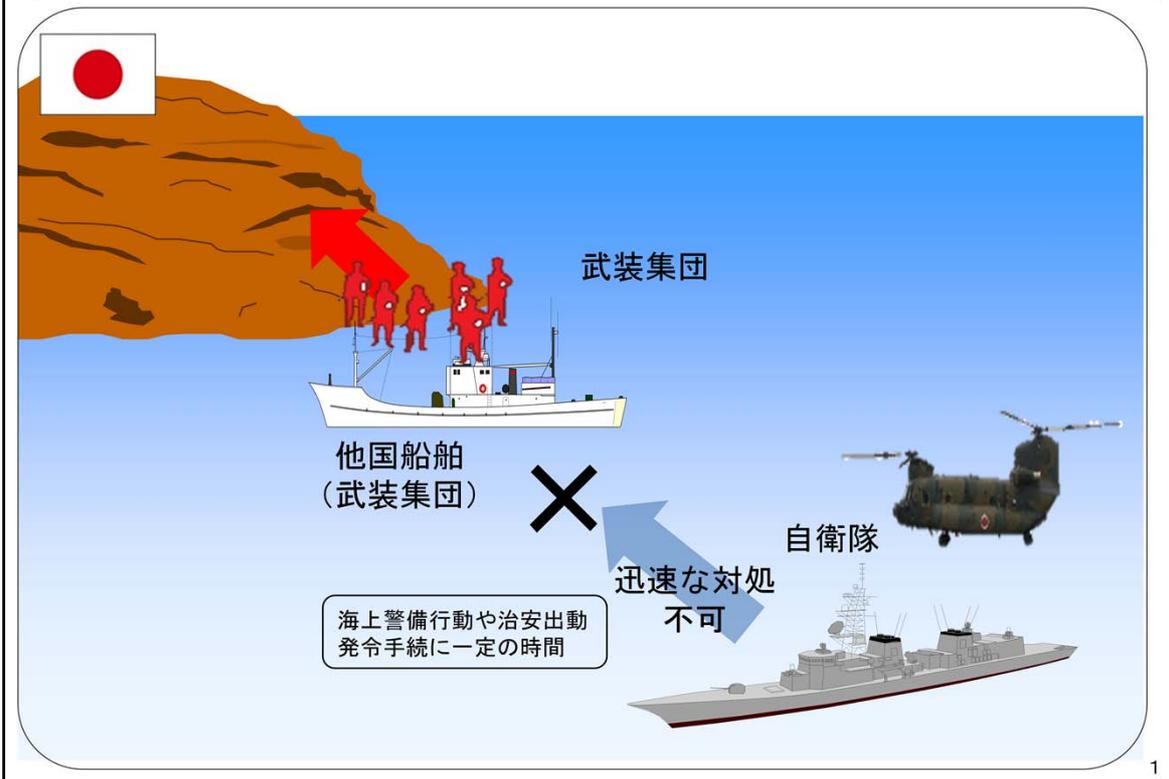
<「武力の行使」に当たり得る活動>

事例8：邦人輸送中の米輸送艦の防護	9
事例9：武力攻撃を受けている米艦の防護	10
事例10：強制的な停船検査	11
事例11：米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃	12
事例12：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護	13
事例13：米本土が武力攻撃を受け、我が国近隣で作戦を行う時の米艦防護	14
事例14：国際的な機雷掃海活動への参加	15
事例15：民間船舶の国際共同護衛	16

武力攻撃に至らない

侵害への対処

## 事例 1 : 離島等における不法行為への対処



### 1. 事例の概要

武装している疑いのある集団を乗せた他国船舶が我が国の離島等に接近し、その一部が上陸した。その過程において、集団が武装していることが明らかになった。

当該離島等に警察機関が存在せず、かつ、海上保安庁も近傍に所在しないことから、これに速やかに対処することが困難な場合があり得る。他方、適当な部隊が訓練などで近傍に所在するなど、自衛隊は速やかに当該不法行為の阻止や排除を行うことができる場合があり得る。

領土・領海の治安維持については警察や海上保安庁が第一義的な対応の責任を有している。他方、自衛隊は、海上警備行動や治安出動が発令されれば対処が可能であるが、発令手続を経ている間に不法行為による被害が発生する可能性も否定できない。

### 2. 主な関連条文

#### 【自衛隊法】

- ・ 第 78 条 (命令による治安出動)
- ・ 第 82 条 (海上における警備行動)
- ・ 第 89 条～第 91 条 (治安出動時の権限)
- ・ 第 93 条 (海上における警備行動時の権限)

#### 【警察官職務執行法】

- ・ 第 7 条 (武器の使用)

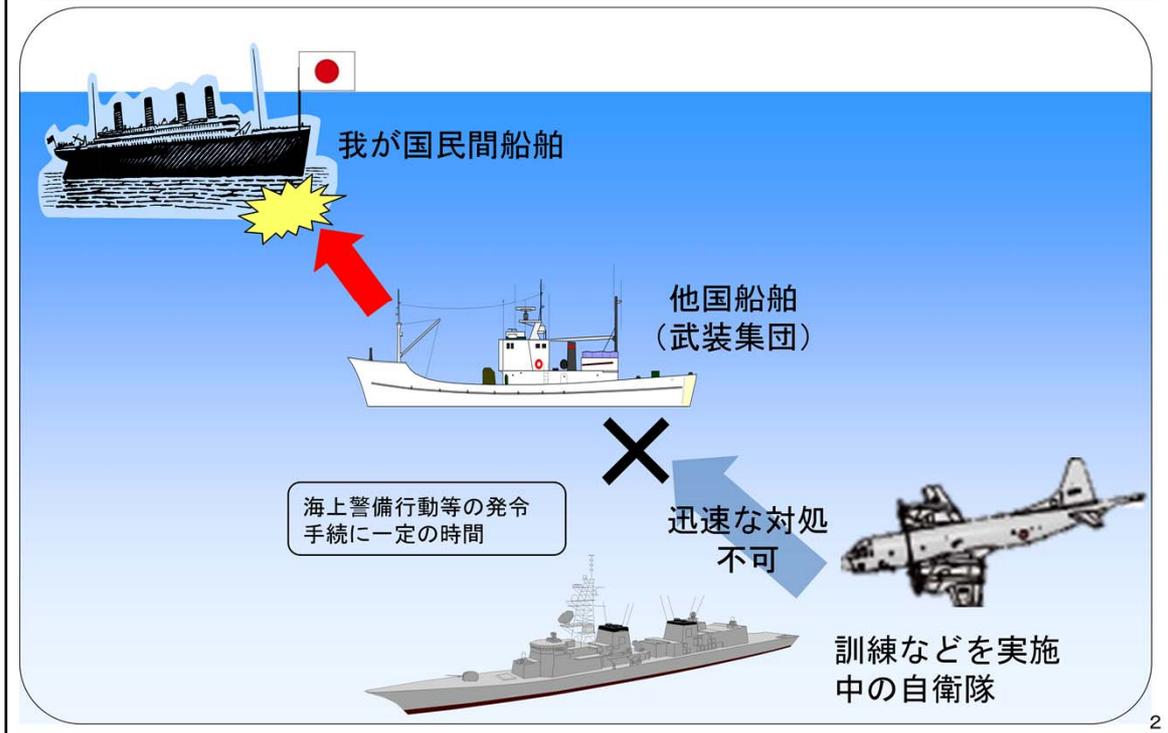
#### 【海上保安庁法】

- ・ 第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条、第 20 条第 2 項

### 3. 基本的な問題意識

日本の領土を断固として守るため、こうしたいわゆるグレーゾーン事態に対しても切れ目のない対応を可能とすべきではないのか。

## 事例 2 : 公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した 不法行為への対処



### 1. 事例の概要

自衛隊の艦艇等が公海上において訓練などを実施中、我が国の民間船舶が、他国船舶（武装集団）から不法行為を受けている場面に遭遇した。

海上保安庁が近傍に所在しないことから、これに速やかに対処することは困難な場合があり得る。他方、適当な部隊が近傍に所在するなど、自衛隊が速やかに当該不法行為の阻止・排除を行うことができる場合があり得る。

治安維持については警察や海上保安庁が第一義的な対応の責任を有している。他方、自衛隊は、海上警備行動等が発令されれば対処が可能であるが、発令手続を経ている間に不法行為による被害が拡大する可能性も否定できない。

### 2. 主な関連条文

#### 【自衛隊法】

- ・ 第 7 8 条（命令による治安出動）
- ・ 第 8 2 条（海上における警備行動）
- ・ 第 8 9 条～第 9 1 条（治安出動時の権限）
- ・ 第 9 3 条（海上における警備行動時の権限）

#### 【警察官職務執行法】

- ・ 第 7 条（武器の使用）

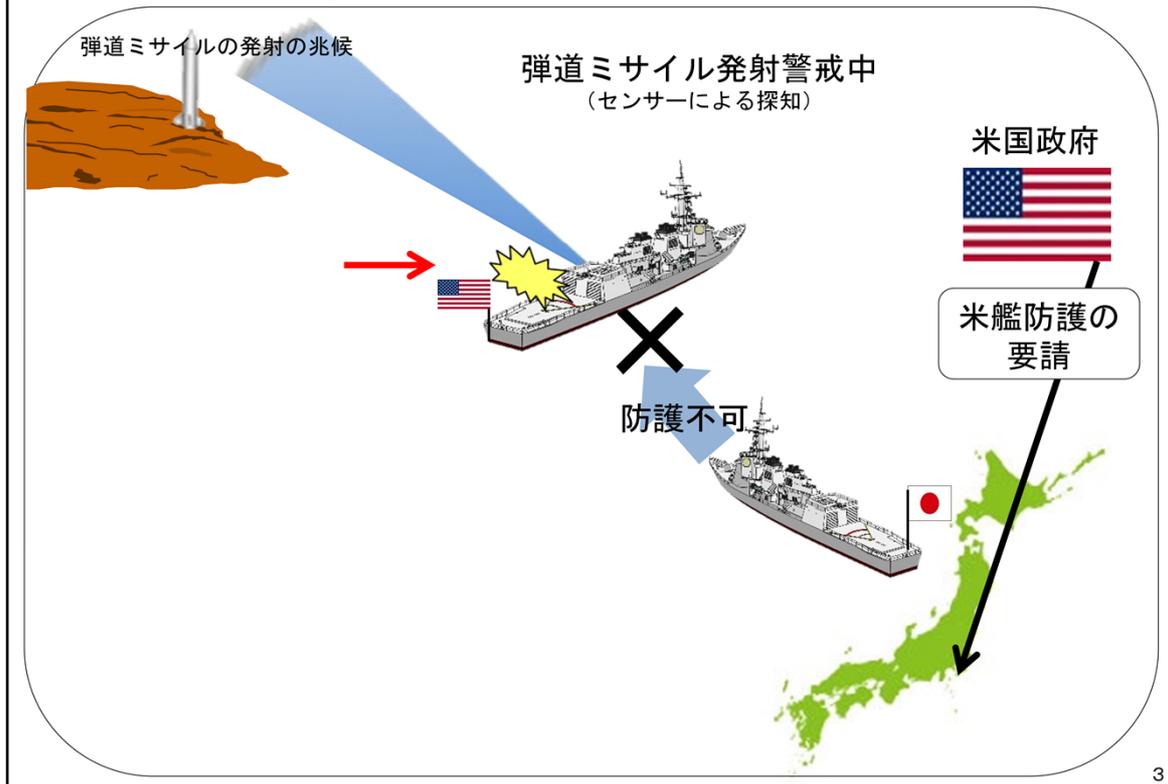
#### 【海上保安庁法】

- ・ 第 1 6 条、第 1 7 条第 1 項、第 1 8 条、第 2 0 条第 2 項

### 3. 基本的な問題意識

国民の生命と財産をしっかりと守るため、こうしたいわゆるグレーゾーン事態に対しても切れ目のない対応を可能とすべきではないのか。

### 事例3：弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護



#### 1. 事例の概要

我が国近隣において、武力攻撃が何ら発生していない状況下で弾道ミサイル発射の徴候があり、米国のイージス艦及び我が国の艦艇がそれぞれ警戒に当たっている。イージス艦は、弾道ミサイル対処を行っている場合には、航空機・対艦ミサイルから自艦を防御するための能力は相対的に低下することが避けられず、防空に隙が生じるおそれがある。このような状況下で、米国が我が国に対しこのような米艦の防護を要請してきた。

しかし、我が国の艦艇が米艦に対する脅威を察知したとしても、それが米国に対する武力攻撃であれば、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得るため、現在はこのような米艦防護はできない。

他方、武力攻撃かどうか分からない脅威への対応は、その具体的状況や国際法上の観点を含む様々な論点を整理する必要があり、現在はそのような米艦防護はできない。

#### 2. 主な関連条文

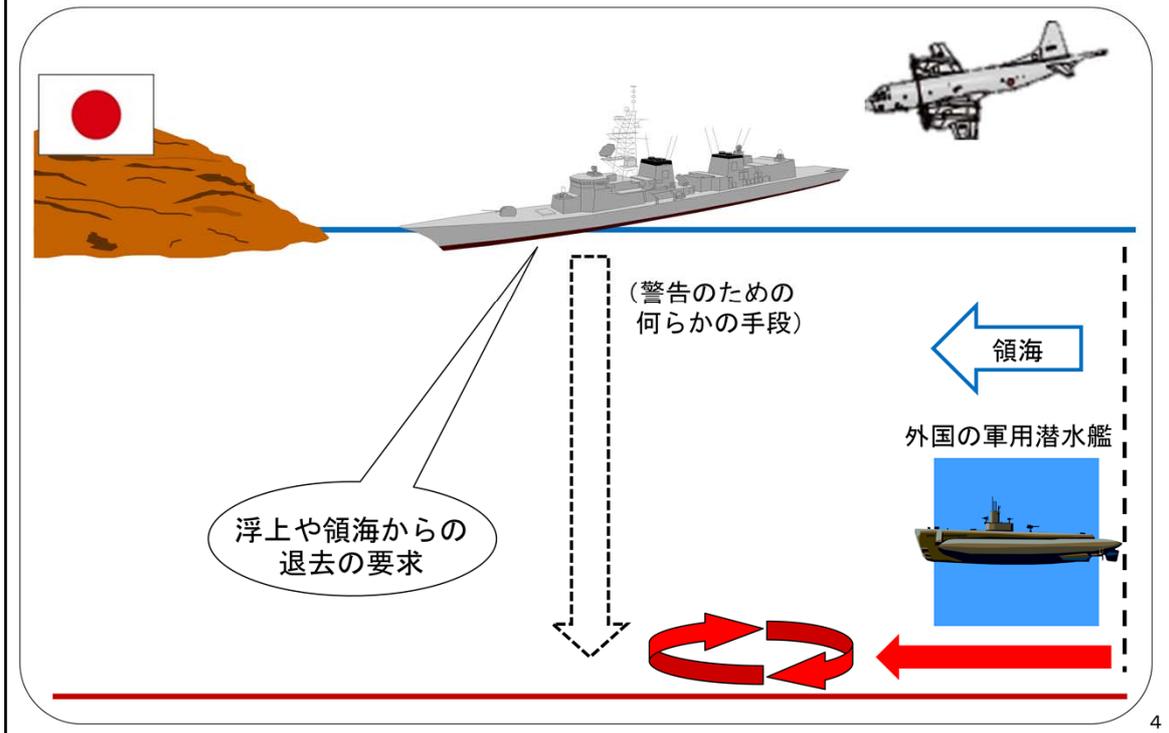
##### 【自衛隊法】

- ・第95条（武器等の防護のための武器の使用）

#### 3. 基本的な問題意識

我が国近隣において自衛艦と共に警戒にあたる米艦を助けることは我が国として当然のことではないのか。

## (参考) 領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処



### 1. 事例の概要

潜没航行する外国の軍用潜水艦が我が国領海に侵入してきた。自衛隊は、海上警備行動により、浮上や領海からの退去を求めることができる。

他方、その潜水艦が要求に応じず徘徊を継続する場合、かつ、我が国に対する武力攻撃と判断されない段階では、具体的状況や国際法上の観点を含む様々な論点を整理する必要があり、警告のために取り得る手段は限定される。

### 2. 主な関連条文

#### 【自衛隊法】

- ・ 第 8 2 条（海上における警備行動）
- ・ 第 9 3 条（海上における警備行動時の権限）

#### 【警察官職務執行法】

- ・ 第 7 条（武器の使用）

#### 【海上保安庁法】

- ・ 第 1 6 条、第 1 7 条第 1 項、第 1 8 条、第 2 0 条第 2 項

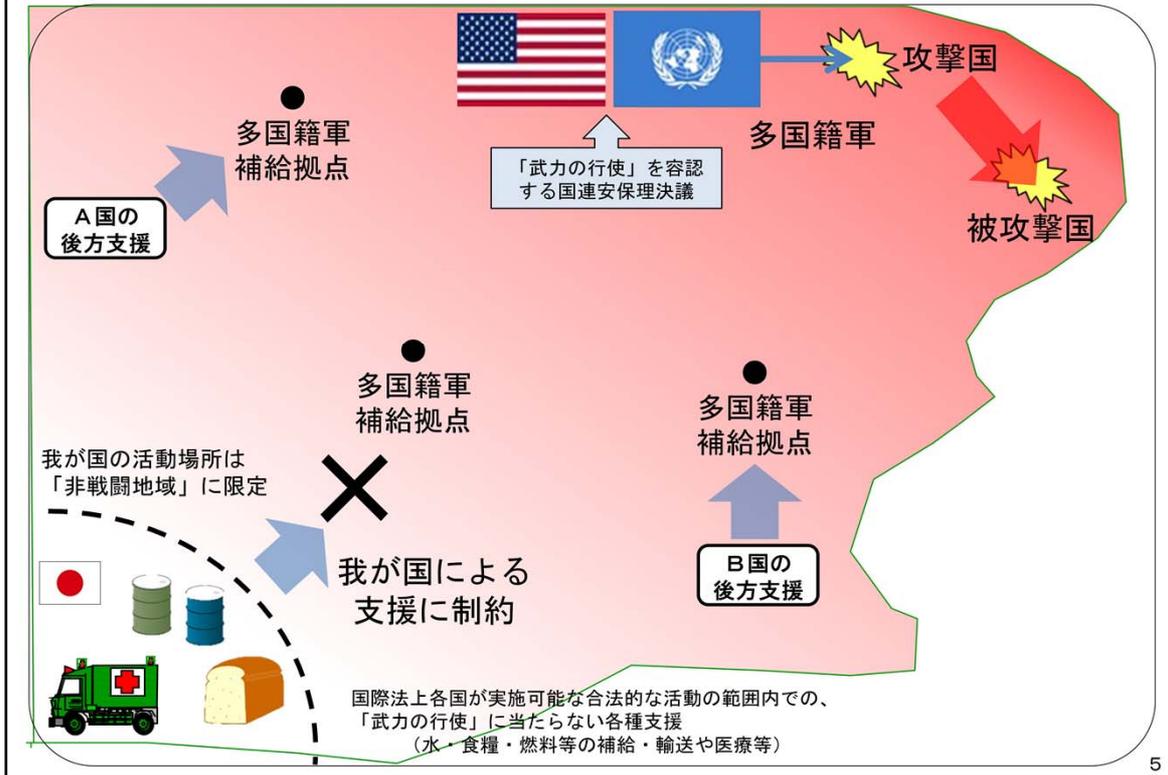
### 3. 基本的な問題意識

このような場合に、浮上要求や領海退去要求以上の手段を取れなくてよいのか。

国連PKOを含む

国際協力等

## 事例4：侵略行為に対抗するための国際協力としての支援



### 1. 事例の概要

ある地域で侵略行為が発生した。国連安保理は、国際の平和と安全の維持及び回復のために、加盟国に「武力の行使」を容認する決議を採択した。この決議に基づく多国籍軍が構成され、参加国は侵略行為を排除するための活動を開始した。国際社会はこの侵略行為を許さないことで一致団結している。

国連及び米国を始めとする各国から我が国に対して、拠点間の輸送、水・燃料の補給、負傷者への医療といった、「武力の行使」に当たらない支援活動のための自衛隊の派遣要請があった。しかし、これまでの整理では、「他国による武力の行使と一体化」するおそれがあることから、活動場所をいわゆる「非戦闘地域」に限るなど、我が国が実施可能な活動に制約がある。

### 2. 主な関連条文

#### 【周辺事態安全確保法】

- ・ 第3条（定義等）

#### 【テロ対策特措法】

- ・ 第2条第3項（基本原則）

#### 【イラク特措法】

- ・ 第2条第3項（基本原則）

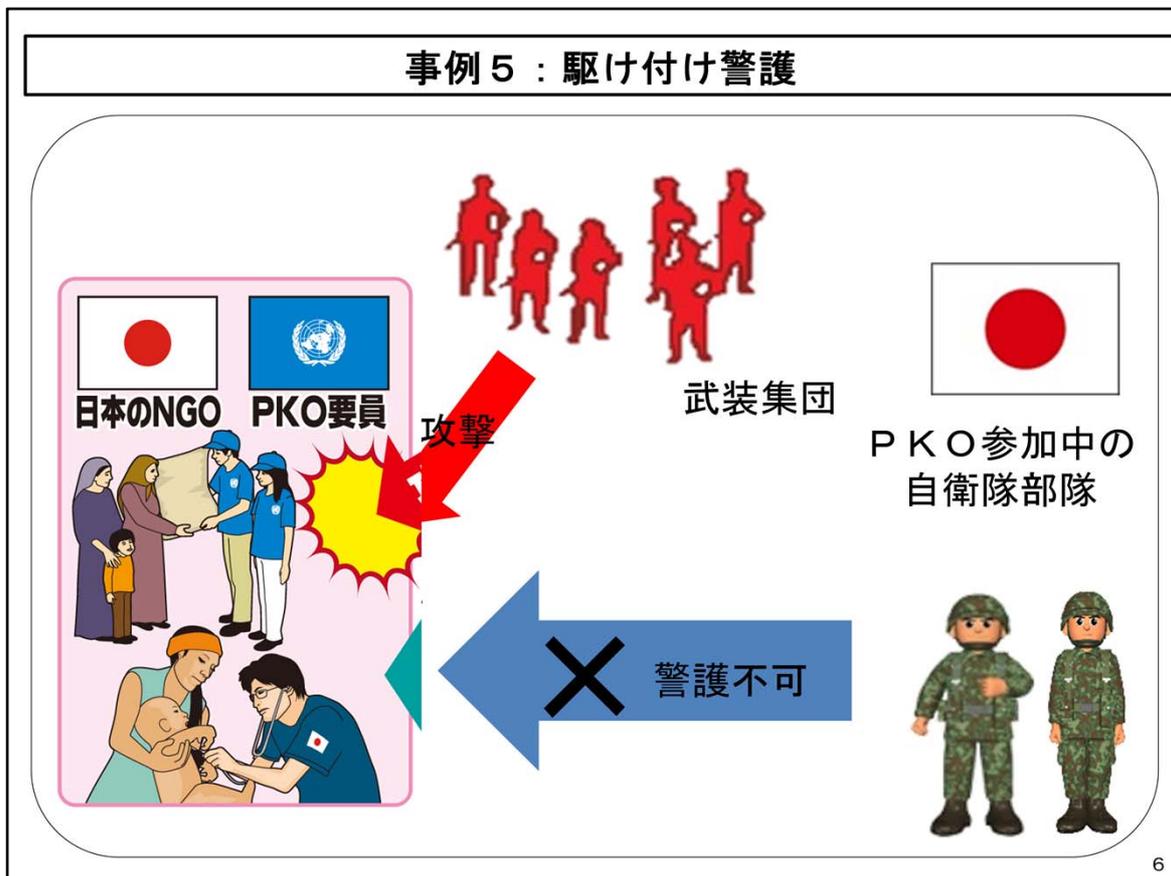
#### 【補給支援特措法】

- ・ 第2条第3項（基本原則）

### 3. 基本的な問題意識

国際社会が一致団結して侵略を排除するための活動を行っている中、我が国も責任ある国際社会の一員として、後方支援の分野で積極的な役割を果たすことができなくてよいのか。

## 事例5：駆け付け警護



### 1. 事例の概要

ある国において自衛隊部隊が国連PKOミッションに参加しており、周囲では我が国のNGOも同国の復興のために活動している。しかし、情勢はいまだ安定していない。

我が国のNGOや、他国部隊を含むPKO要員が自衛隊の所在地から離れた場所で武装集団に襲われた。近くに対処能力を有する部隊は自衛隊しかおらず、これらの者が自衛隊に対し救援を要請してきた。

しかし、これまでの整理では、これらの者を救援するために駆け付けて武器を使用することは、相手が「国家又は国家に準ずる組織」であるような場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たるおそれがあるため、このような駆け付け警護はできない。

### 2. 主な関連条文

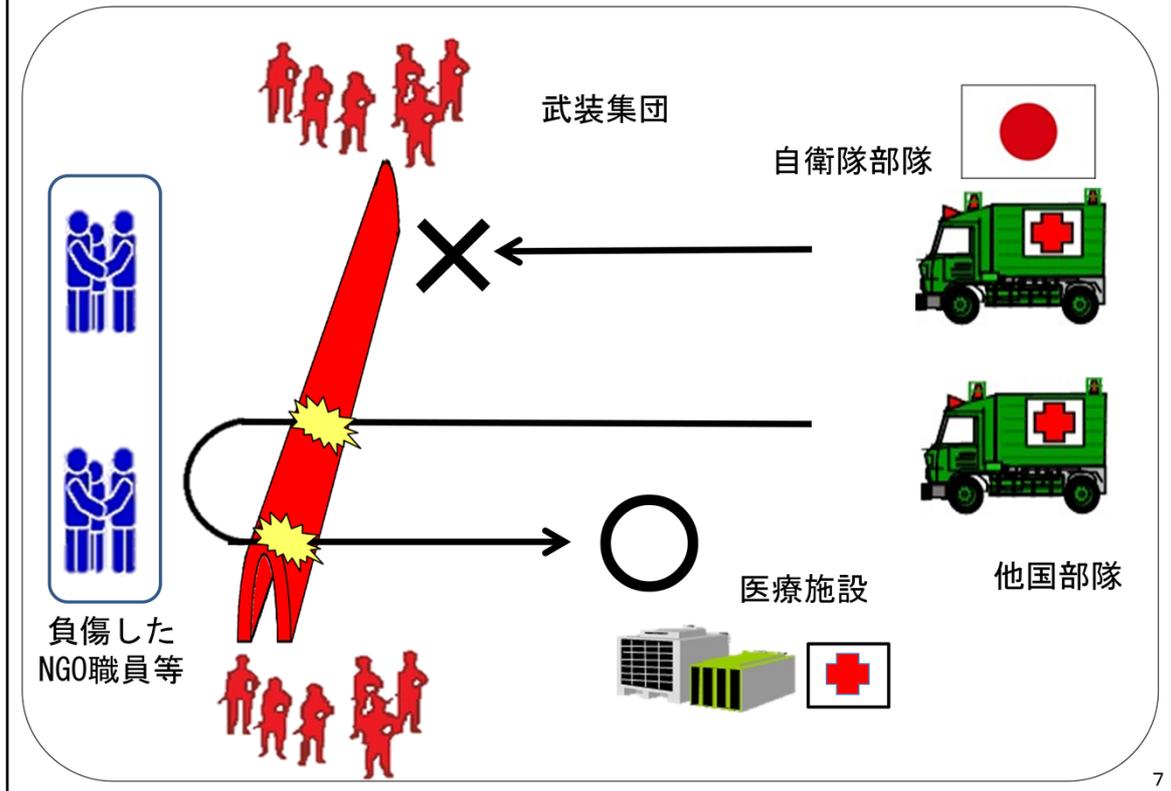
【国際平和協力法】

・第24条（武器の使用）

### 3. 基本的な問題意識

地域の平和や発展のために活動する我が国のNGO職員や、自衛隊と一緒に平和構築のために汗を流すPKO要員を救援できなくてよいのか。

## 事例6：任務遂行のための武器使用



### 1. 事例の概要

国連PKOにおいて、自衛隊部隊が他国部隊とも協力し、負傷したNGO職員等を緊急に輸送すべく負傷者のもとに向かう途中、前方で武装集団が輸送経路を封鎖しており、自衛隊の車両の前に立ちはだかり、通行を妨害している。

負傷者のもとに行くにはその経路を通る以外になく、武装集団の妨害を排除しなければ人命が失われるおそれがある。他国部隊は、武装集団の妨害を排除するため、やむを得ず警告射撃等の武器使用を行い、負傷者のもとに到着した後に当該負傷者を医療施設まで輸送した。

しかし、これまでの整理では、自衛隊によるこのような任務を遂行するための武器の使用は、相手が「国家又は国家に準ずる組織」であるような場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たるおそれがあるため、このような任務遂行のための武器使用はできない。

### 2. 主な関連条文

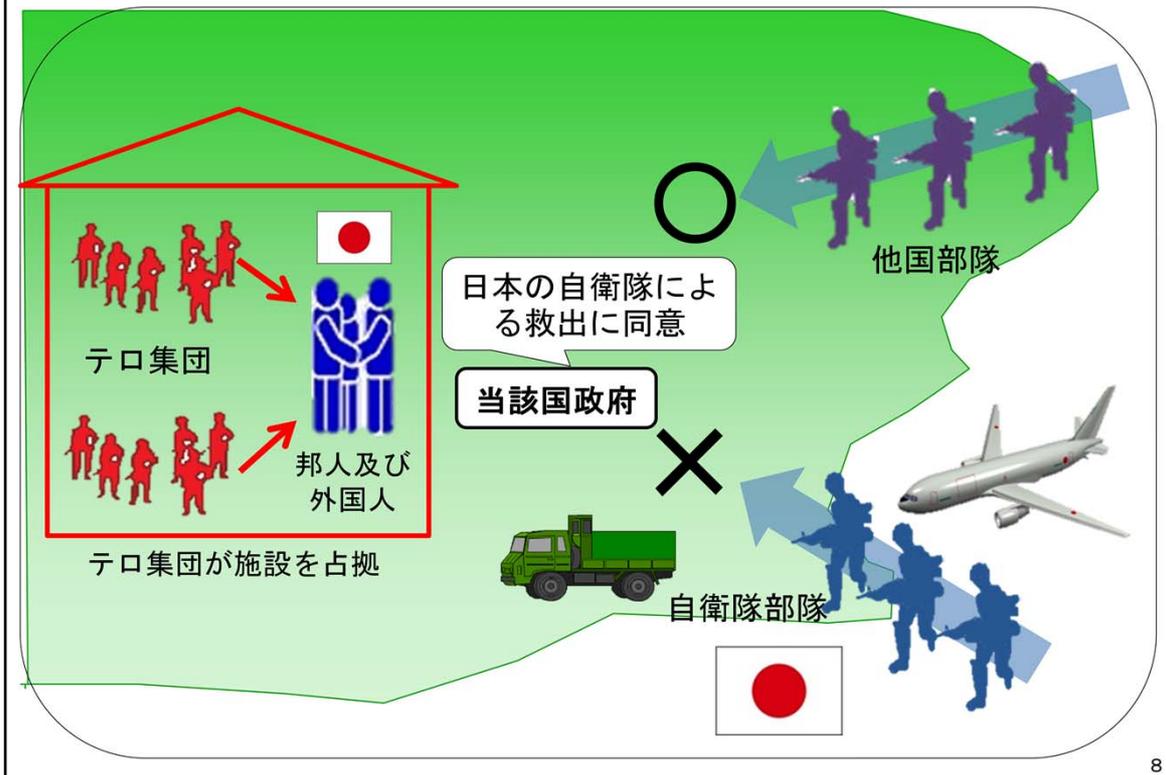
【国際平和協力法】

・第24条（武器の使用）

### 3. 基本的な問題意識

負傷したNGO職員等を緊急に輸送する必要があるにもかかわらず、妨害排除のための武器使用ができないためにたどり着けず、人命が失われるようなことがあってよいのか。

## 事例 7 : 領域国の同意に基づく邦人救出



### 1. 事例の概要

某国でテロ集団により邦人及び外国人の生命が脅かされる事案が相次いで発生した。我が国政府はその国の政府に当該邦人の保護を要請したが、その国の治安当局には邦人を救出する能力が不足している。一方、その国の政府は、我が国に対し、当該国の領域内で我が国の自衛隊が邦人の救出作戦を行うことに同意する旨連絡してきており、我が国政府は自衛隊派遣の検討に入った。

しかし、これまでの整理では、既にテロ集団が邦人の所在する施設を占拠し、自衛隊の行く手が阻まれているような場合に、武器の使用を当然の前提として危険に分け入って邦人を救出することまでは認められていない。

(注) 邦人と合流した後に不測事態に遭遇した場合には武器を使用して対処可能。

### 2. 主な関連条文

#### 【自衛隊法】

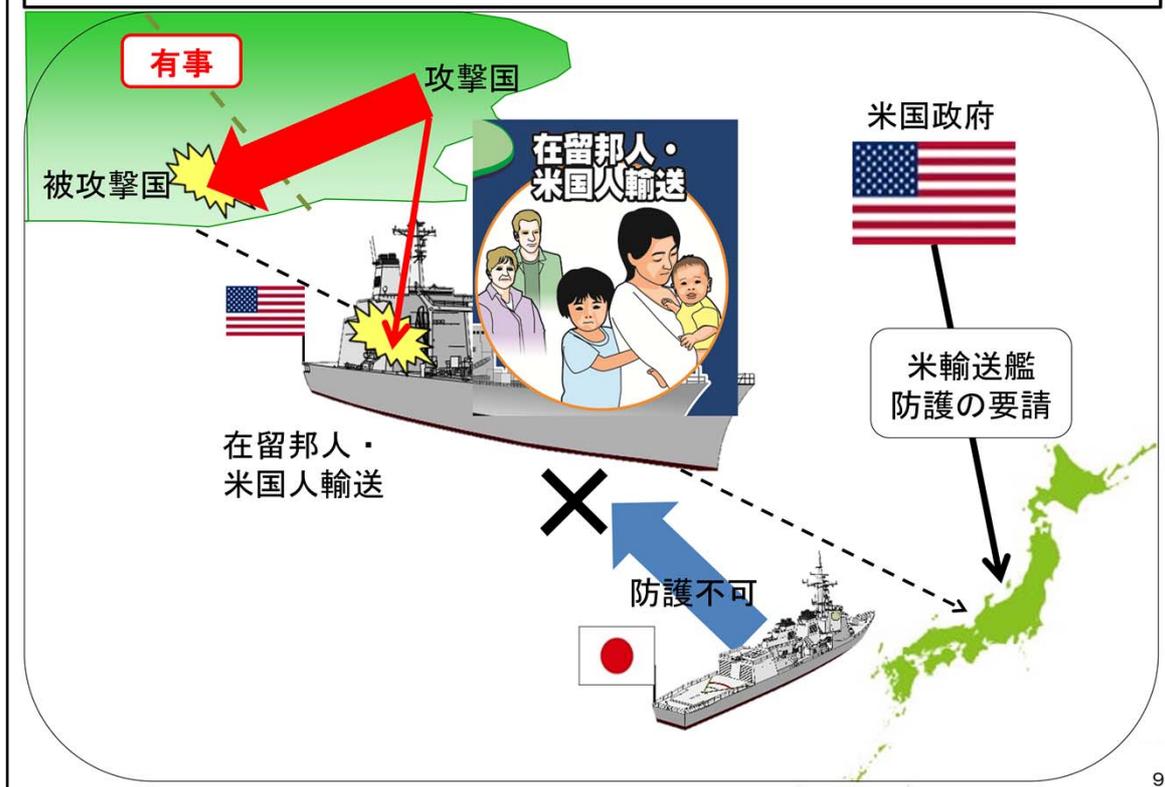
- ・ 第 8 4 条の 3 (在外邦人等の輸送)
- ・ 第 9 4 条の 5 (在外邦人等の輸送の際の権限)
- ・ 第 9 5 条 (武器等の防護のための武器の使用)

### 3. 基本的な問題意識

海外で活躍する日本人がテロ等に巻き込まれ、能力が不足する当該国から同意を得ているにもかかわらず、日本国政府が責任を持って救出できなくてよいのか。

「武力の行使」に当たり得る活動

## 事例 8 : 邦人輸送中の米輸送艦の防護



### 1. 事例の概要

我が国近隣で武力攻撃が発生し、米艦は公海上で武力攻撃を受けている。我が国への武力攻撃がなされたとは認定されないものの、攻撃国の言動から、我が国にも武力攻撃が行われかねない状況である。

こうした状況において、取り残されている多数の在留邦人を我が国へ輸送することが急務であるが、我が国自身による邦人輸送だけでは対処しきれない。そこで米国は、我が国の要請を受け、自国の艦艇により在留邦人も我が国に向けて輸送している。しかし、この輸送に従事している米軍の輸送艦は防御能力が低く、防護が必要である。このため、米国が我が国に対しこのような米輸送艦の防護を要請してきた。

しかし、これまでの整理では、米艦に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような米艦の防護はできない。

### 2. 主な関連条文

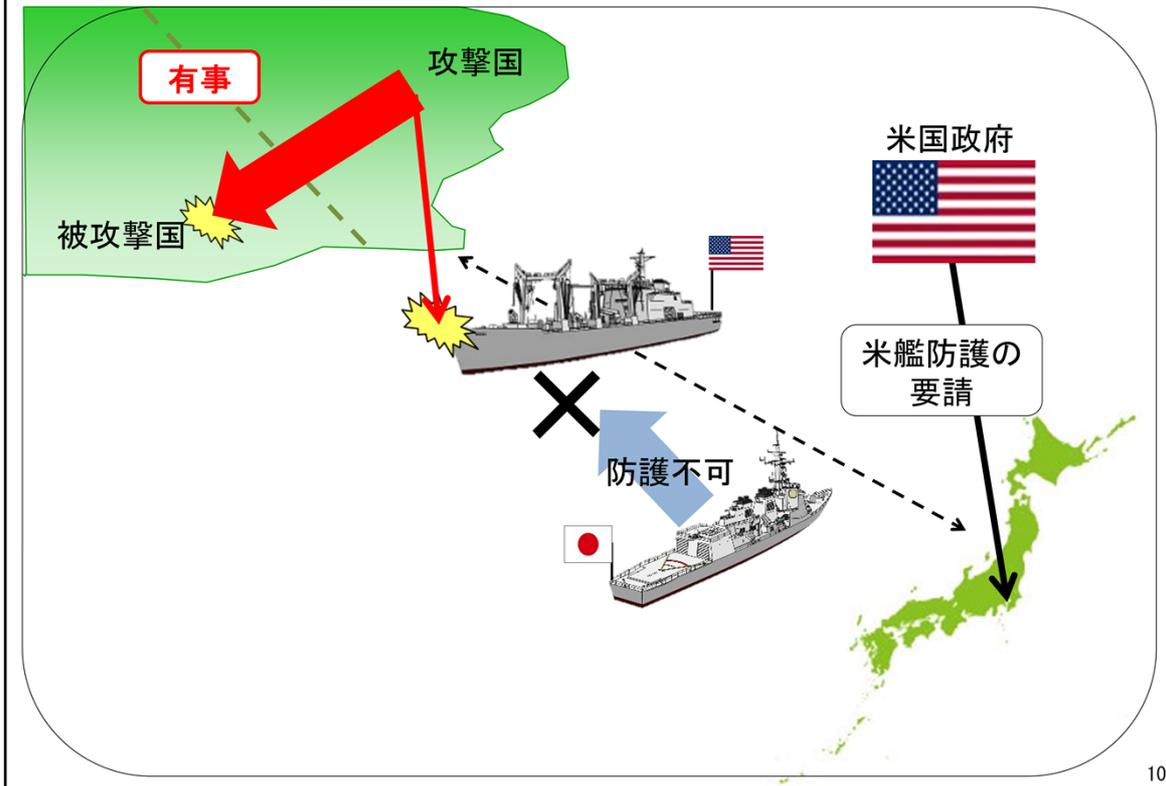
#### 【自衛隊法】

- ・ 第 7 6 条 (防衛出動)
- ・ 第 8 4 条の 3 (在外邦人等の輸送)
- ・ 第 9 5 条 (武器等の防護のための武器の使用)

### 3. 基本的な問題意識

紛争下で命の危険がある日本人や米国人を輸送する米国の輸送艦を守れなくてよいのか。この船に乗っているかもしれない子供や母親たちを助けられなくてよいのか。

## 事例 9 : 武力攻撃を受けている米艦の防護



### 1. 事例の概要

我が国近隣で武力攻撃が発生し、米艦は公海上で武力攻撃を受けている。我が国への武力攻撃がなされたとは認定されないものの、攻撃国の言動から、我が国にも武力攻撃が行われかねない状況である。

こうした状況において展開している多数の米艦の中には、我が国近隣や米国から補給や補修のために在日米軍施設・区域に出入りするものも含まれている。また、それら米艦の中には防御能力が十分でない輸送艦や補給艦もあり、これら米艦の防護態勢の増強が必要な状況である。そのため、米国が我が国に対しこのような米艦の防護を要請してきた。我が国の存立を全うするためには、こうした米国への協力が不可欠である。

しかし、これまでの整理では、米艦に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような米艦の防護はできない。

### 2. 主な関連条文

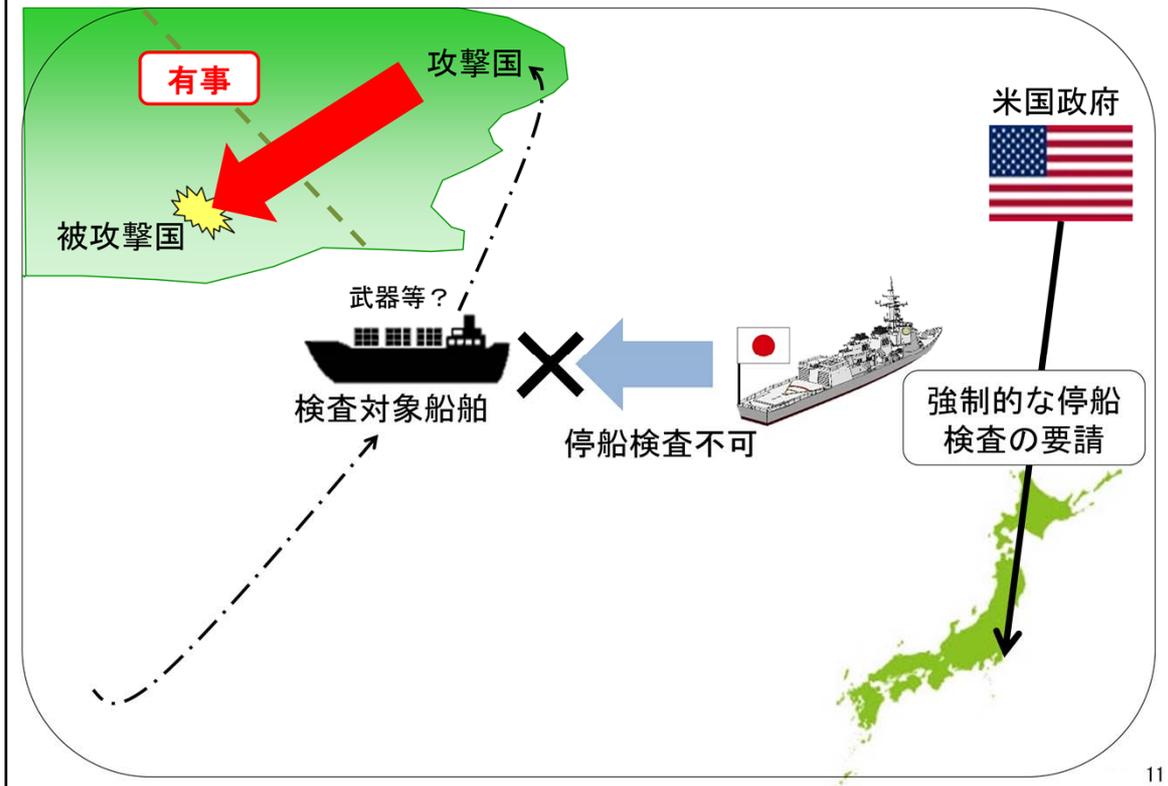
#### 【自衛隊法】

- ・ 第 7 6 条 (防衛出動)
- ・ 第 9 5 条 (武器等の防護のための武器の使用)

### 3. 基本的な問題意識

我が国にも武力攻撃が行われかねない状況下で、我が国の安全を確保するには米艦防護などの米国への協力により米軍の態勢を増強することが不可欠であるのに、それができなくてよいのか。

## 事例10：強制的な停船検査



### 1. 事例の概要

我が国近隣で武力攻撃が発生し、米艦は公海上で武力攻撃を受けている。我が国への武力攻撃がなされたとは認定されないものの、攻撃国の言動から、我が国にも武力攻撃が行われかねない状況である。

こうした状況において、武器等の物資を積んで攻撃国に向かっている疑いのある船舶がたびたび我が国周辺を航行しており、これらの武器等により、紛争が拡大するとともに、近隣に所在する米国の同盟国である我が国も攻撃を受け、国民の生命が犠牲になるおそれが極めて高い。

しかし、米国が我が国に対しこのような船舶の強制的な停船検査を要請してきたとしても、これまでの整理では、このような強制的な停船検査は憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。

「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような強制的な停船検査はできない。

### 2. 主な関連条文

#### 【自衛隊法】

- ・第76条（防衛出動）

#### 【周辺事態船舶検査活動法】

- ・第2条（定義）

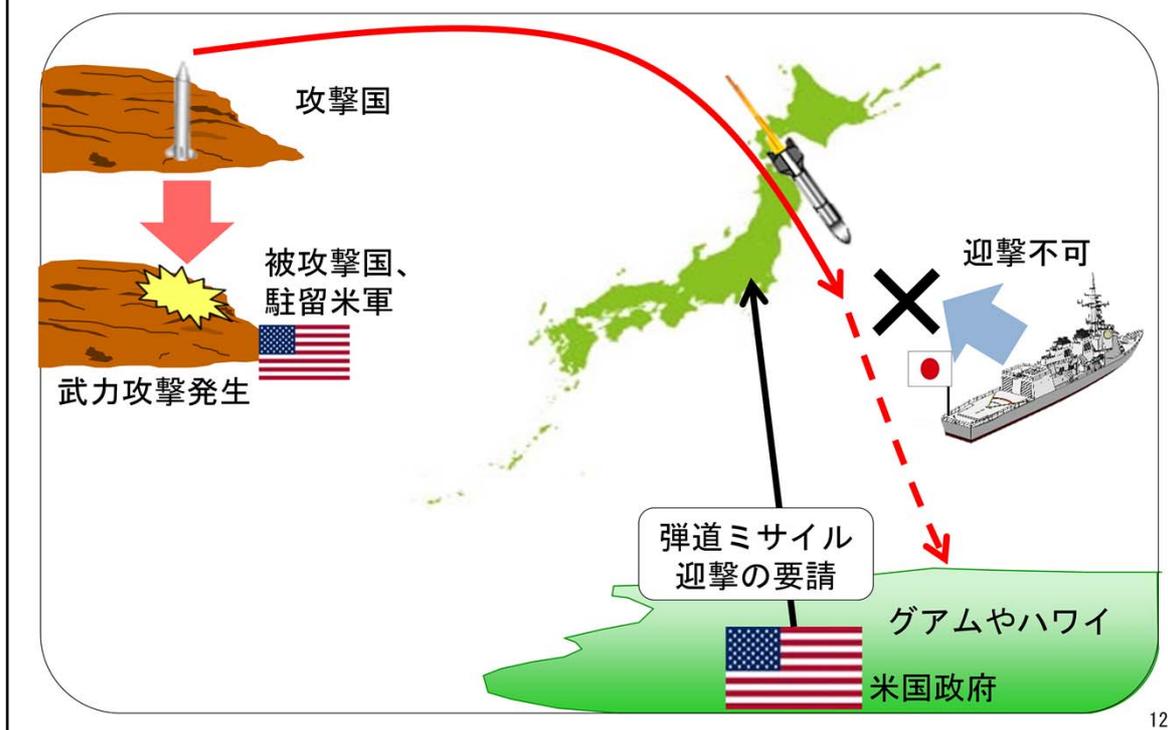
#### 【海上輸送規制法】

- ・第1条（目的）

### 3. 基本的な問題意識

我が国にも武力攻撃が行われかねない状況下で、今後我が国への攻撃に使われ、国民の生命が犠牲になるかもしれない武器等を積んでいる疑いのある船舶が航行しているのに、我が国として強制的な検査ができなくてよいのか。

## 事例 1 1 : 米国に向け我が国上空を横切る弾道ミサイル迎撃



12

### 1. 事例の概要

ある国及びその国に駐留する米軍に対する武力攻撃、すなわち米国を巻き込む武力攻撃が発生した。我が国に対する武力攻撃は発生していないが、攻撃国内の発射地点からグアムやハワイに向かう弾道ミサイルは我が国上空を横切ることが想定される。米国から我が国に対しこのような弾道ミサイルの迎撃要請があった。攻撃国は我が国と米国を共に敵視する言動を繰り返しており、攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ、次は近隣に所在する米国の同盟国である我が国にも武力攻撃が行われかねない状況にある。

しかし、これまでの整理では、我が国に被害が及ぶおそれがなく他国に対する武力攻撃の一環として発射された弾道ミサイルを我が国が迎撃することは、憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような弾道ミサイル迎撃はできない。

### 2. 主な関連条文

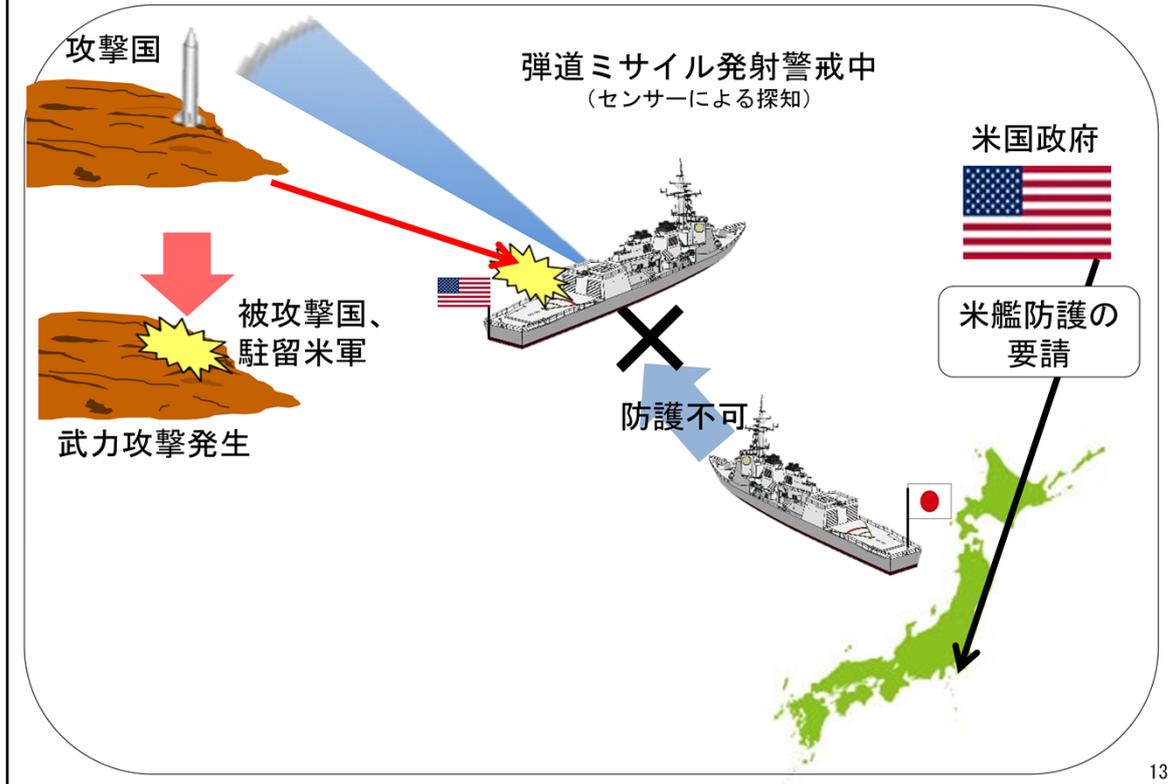
#### 【自衛隊法】

- ・ 第76条（防衛出動）
- ・ 第82条の3（弾道ミサイル等に対する破壊措置）

### 3. 基本的な問題意識

米国から迎撃要請があるようなグアムやハワイに向かう弾道ミサイルを撃ち落とさなくて良いのか。現地では、邦人も多数死傷する可能性があるのではないのか。

## 事例 1 2 : 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護



### 1. 事例の概要

ある国及びその国に駐留する米軍に対する武力攻撃、すなわち米国を巻き込む武力攻撃が発生し、戦闘が急速に拡大しつつある。さらに弾道ミサイル発射の徴候があり、米国のイージス艦及び我が国の艦艇がそれぞれ警戒に当たっている。イージス艦は、弾道ミサイル対処を行っている場合には、航空機・対艦ミサイルから自艦を防御するための能力は相対的に低下することが避けられず、防空に隙が生じるおそれがある。このような状況下で、米国が我が国に対しこのような米艦の防護を要請してきた。攻撃国は我が国と米国を共に敵視する言動を繰り返しており、攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ、次は近隣に所在する米国の同盟国である我が国にも武力攻撃が行われかねない状況にある。

しかし、これまでの整理では、米艦に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことができないため、このような米艦防護はできない。

### 2. 主な関連条文

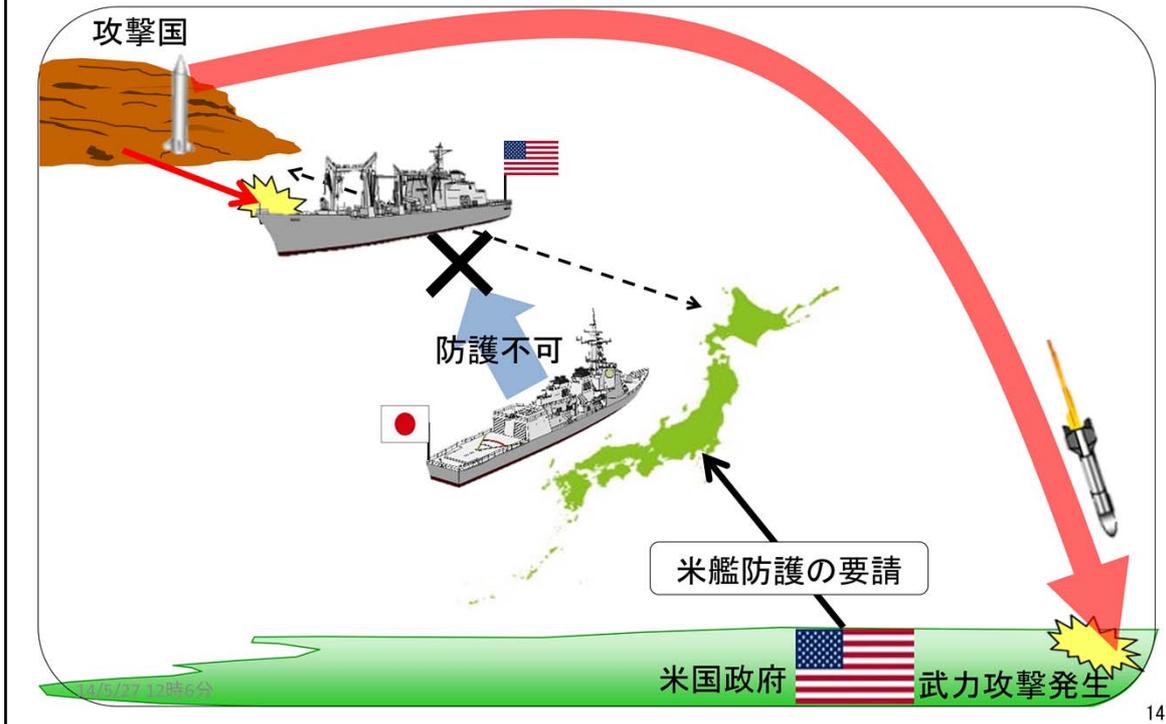
#### 【自衛隊法】

- ・ 第 7 6 条 (防衛出動)
- ・ 第 9 5 条 (武器等の防護のための武器の使用)

### 3. 基本的な問題意識

攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ次は近隣の我が国にも武力攻撃が行われかねないのに、共に警戒に当たっている米艦の防護すらできなくてもよいのか。

### 事例 13 : 米本土が武力攻撃を受け、 我が国近隣で作戦を行う時の米艦防護



#### 1. 事例の概要

米本土が、我が国近隣にある攻撃国から大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルによる大規模な武力攻撃を受けた。我が国に対する武力攻撃は発生していないが、米国は、我が国近隣において攻撃国に対する作戦を開始した。近隣に所在するこの攻撃国はこれまで我が国と米国を共に敵視する言動を繰り返しており、その武力攻撃を早急に止めなければ、次は近隣に所在する米国の同盟国である我が国にも武力攻撃が行われかねない状況にある。

こうした状況において展開している多数の米艦の中には、我が国近隣や米国から補給や補修のために在日米軍施設・区域に出入りするものも含まれている。それら米艦の中には防御能力が十分でない輸送艦や補給艦もあり、これら米艦の防護態勢の増強が必要な状況である。そのため、米国が我が国に対しこのような米艦の防護を要請してきた。我が国の存立を全うするためには、こうした米国への協力が不可欠である。

しかし、これまでの整理では、米艦に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。

「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような米艦の防護はできない。

#### 2. 主な関連条文

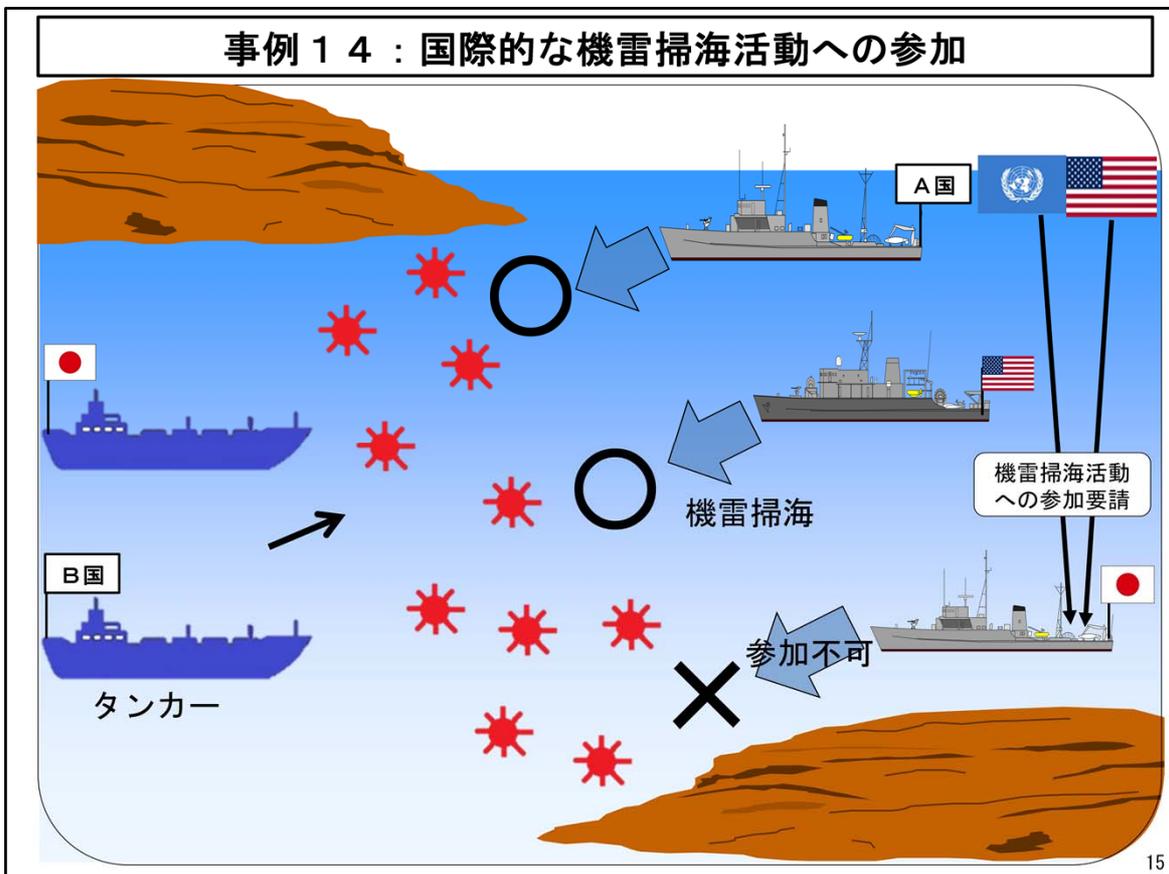
##### 【自衛隊法】

- ・第76条（防衛出動）
- ・第95条（武器等の防護のための武器の使用）

#### 3. 基本的な問題意識

攻撃国の武力攻撃を早急に止めなければ次は近隣の我が国にも武力攻撃が行われかねないのに、米国の要請する米艦の防護すらできなくてもよいのか。

## 事例 1 4 : 国際的な機雷掃海活動への参加



### 1. 事例の概要

我が国の船舶が多数航行し、輸入する原油等の大部分が通過する重要な海峡（例えばホルムズ海峡の場合、年間三千隻を超える我が国関係船舶が航行。）の近隣で武力攻撃が発生した。海運に貿易を依存する我が国では、我が国船舶の安全を求める声が高まっている。また、原油供給が滞ることによる経済及び国民生活への深刻な影響も生じている。米国を始めとする各国は軍事行動を開始した。攻撃国及びそれに同調する国は反発し、事態の規模は拡大する一方である。同調国の中にはこれまで我が国と米国を共に敵視してきた我が国近隣国も含まれている。

こうした状況において、攻撃国による武力攻撃の一環として機雷が敷設され、海上交通路が封鎖された。既に米国を含む多くの国の民間船舶に触雷による被害が生じており、犠牲者も発生した。我が国船舶も多く航行しており、危険に遭う可能性は高い。そのような中、国連及び各国から、機雷掃海の能力に秀でる我が国に対し国際的な機雷掃海活動への参加要請があった。我が国の存立を全うするためには、こうした活動への協力が不可欠である。

しかし、これまでの整理では、停戦合意後に遺棄機雷として認められるなど、武力攻撃の一環ではないと認められる状況にならなければ、この機雷掃海は憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上それを行うことはできないため、このような機雷掃海はできない。

### 2. 主な関連条文

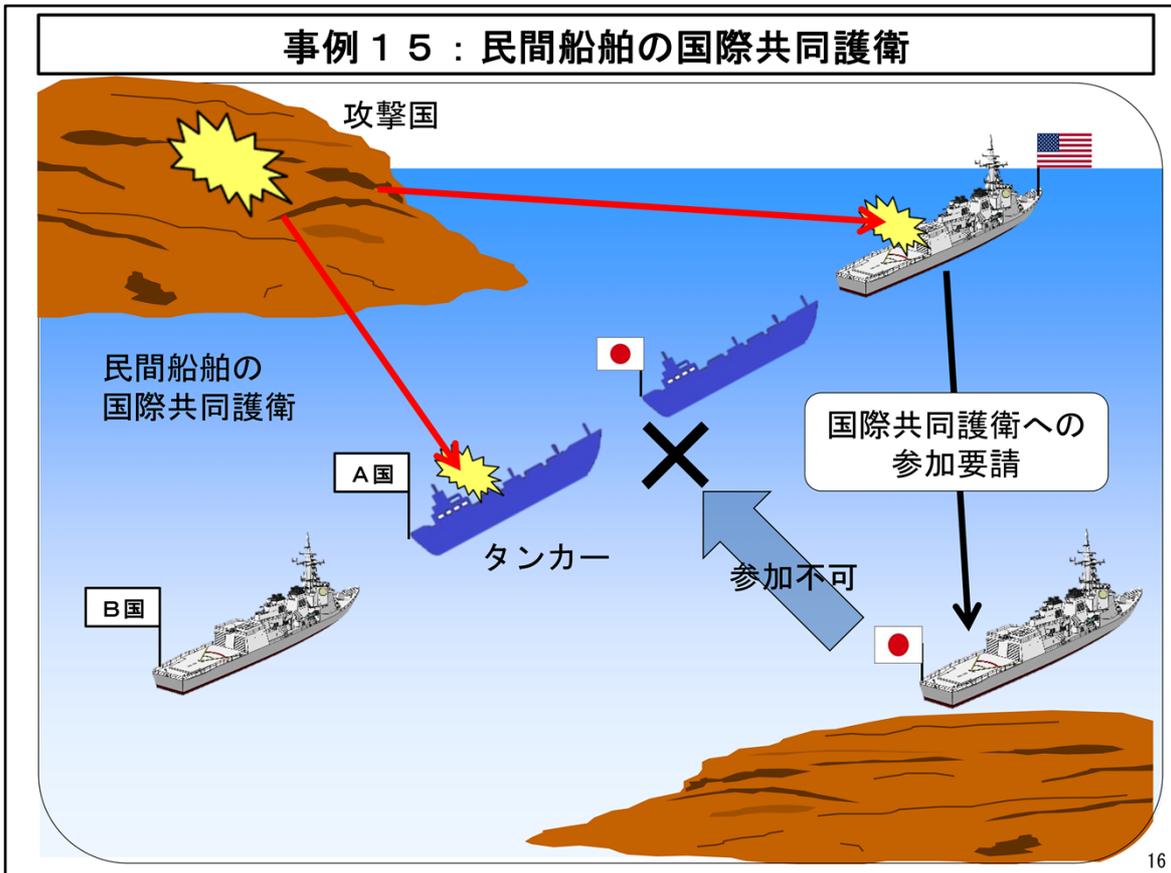
【自衛隊法】

・第84条の2（機雷等の除去）

### 3. 基本的な問題意識

我が国の船舶が多数航行する重要な海峡に機雷が敷設され、危険に遭う可能性が高い中、各国が協力して機雷掃海を行っているにもかかわらず、その能力に秀でる我が国が機雷掃海をできなくてよいのか。

## 事例15：民間船舶の国際共同護衛



### 1. 事例の概要

我が国の船舶が多数航行し、輸入する原油等の大部分が通過する重要な海峡（例えばホルムズ海峡の場合、年間三千隻を超える我が国関係船舶が航行。）の近隣で武力攻撃が発生した海運に貿易を依存する我が国では、我が国船舶の安全を求める声が高まっている。また、原油供給が滞ることによる経済及び国民生活への深刻な影響も生じている。米国を始めとする各国は軍事行動を開始した。攻撃国及びそれに同調する国は反発し、事態の規模は拡大する一方である。同調国の中にはこれまで我が国と米国を共に敵視してきた我が国近隣国も含まれている。

武力攻撃が発生している海域においては、既に米国を含む多くの国の何百隻もの民間船舶が攻撃国からの攻撃により被弾し、犠牲者も発生した。我が国船舶も多く航行しており、危険に遭う可能性は高い。そのような中、軍事行動に参加している各国は民間船舶の航行の安全のため軍の艦艇により共同して船舶の護衛を行っており、護衛される船舶の中には我が国船舶も外国船舶も含まれている。各国から我が国に対し、この国際的な共同護衛活動への参加要請があった。我が国の存立を全うするためには、こうした活動への協力が不可欠である。

しかし、これまでの整理では、公海上の外国船舶や艦艇に対する武力攻撃を察知したとしても、その防護を行うことは憲法の禁ずる「武力の行使」に当たり得る。「武力の行使」であれば、我が国に対する武力攻撃が発生していなければ、憲法上これを行うことはできないため、このような国際共同護衛はできない。

### 2. 主な関連条文

なし

### 3. 基本的な問題意識

我が国の船舶が多数航行する重要な海峡で、各国が共同で我が国船舶を含む船舶の護衛を行っているのに、我が国自身はこれに参加し協力できなくてよいのか。